

よくあるお問い合わせ

共通	<p>■ 2023年6月に送付されてきた水色の封筒は何ですか</p>	<p>(償還免除及び償還に関するご案内) 令和4年4月以降に申請された、コロナ特例貸付「緊急小口資金」と「総合支援資金の初回」および「総合支援資金の延長」の償還免除に関するご案内通知です。</p>
	<p>■ 2023年7月に送付されてきた桃色の封筒は何ですか</p>	<p>(償還に関するご案内) 令和4年3月までに申請された、コロナ特例貸付「緊急小口資金」と「総合支援資金の初回」の償還に関するご案内通知です。</p>
	<p>■ 2023年12月に送付されてきた黄色の封筒は何ですか</p>	<p>(償還開始に関するご案内) 令和4年4月以降に申請された、コロナ特例貸付「緊急小口資金」と「総合支援資金の初回」および「総合支援資金の延長」の償還開始に関するご案内通知です。</p>
	<p>■ なぜ何通も届くのですか</p>	<p>貸付種別ごとに1通ずつお送りしています。 複数の資金を借入されている方には、2通以上お送りしております。</p>
	<p>■ 今回の案内はすべての特例貸付が対象ですか</p>	<p>すべてではありません。総合支援資金（再貸付）を除く特例貸付についてご案内をお送りしています。</p> <p>7月に桃色の封筒が届いた方 令和5年の住民税が非課税である世帯は、お手続きのご案内をいたします お手続きについては、本会（058-201-2100）にお電話ください 該当するか確認後、⑥免除申請書を本会から郵送いたします</p>
	<p>■ 申請期間はいつまでですか</p>	<p>免除申請は随時受け付けますが、免除が決定するまでに償還した額は免除の対象となりません。</p> <p>※書類申請時には、封筒のご用意と切手代のご負担をお願いいたします。 ※現在の郵送先につきましては下記へ送付ください。</p> <p>〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県社会福祉協議会 宛</p>
	<p>■ 住民票は何が記載されていれば良いですか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主（続柄）の記載のあるもの ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載のあるもの ・マイナンバーの記載のないもの ・3か月以内に発行されたもの
	<p>■ 申請後、審査にどのくらいかかりますか</p>	<p>申請から1か月以上かかる場合がございます。</p>
	<p>■ 申請をした結果はどのようにわかりますか</p>	<p>審査結果の通知書（免除決定もしくは不承認）をお送りいたします。</p>
	<p>■ 案内を紛失しました</p>	<p>再発行いたしますので、本会へお問い合わせください。 問合せ先：058-201-2100 受付時間：平日9:00-17:00</p>
<p>■ 案内を読んでわからないことがある</p>	<p>本会へお問合せください。 問合せ先：058-201-2100 受付時間：平日9:00-17:00</p>	

よくあるお問い合わせ

免除要件 ①	■ 自分は非課税ですか	非課税であるかどうかは本会及び市町村社会福祉協議会ではお調べできませんので、各市区町村役場へお問合せください。
	■ 非課税証明書とは何ですか	市区町村役場が発行する個人の課税額について証明する書類です。 市区町村により呼称が異なり、課税額0と記載された課税証明書や所得・課税証明書などが発行される場合もあります。
	■ 非課税証明書はどうすれば取得できますか	取得したい年度の住所の市区町村役場にお問合せください。 令和5年度の非課税証明書：令和5年1月1日にお住まいの市区町村役場へ
免除要件 ②	■ 過去に生活保護を受給していても免除になりますか	現時点で生活保護を受給されている方が対象になります。 過去に受給されていても現時点で受給されていない場合は対象にはなりません。
	■ 障がい者手帳を持っているので免除になりますか	借受人が下記の等級である場合、免除対象となります。 下記以外の等級は免除対象外となります。 ・精神保健福祉手帳：1級 ・身体障害者手帳：1級または2級 ・療育手帳：A1またはA2
償還について	■ 登録口座を変更したい	再度、登録の手続きが必要です。 手続きに必要な書類をご案内いたしますので、本会（0120-201-2100）までご連絡ください。
	■ 残高不足により振替ができなかった	残高不足や口座が正しく登録できていないなど振替ができなかった場合は、払込取扱票を郵送します。払込取扱票の案内に従い、償還をお願いします。
	■ 今後の償還相談をしたい	借り入れ申込をした市町村社会福祉協議会、または本会（058-201-2100）までご連絡ください。 現在の生活や収入・就労の状況について、お話を伺います。 次のような事情で償還にお困りの方は、猶予（償還を遅らせること）の申請ができる場合があります。 ・地震や火災などにより被災した ・病気療養中で働くことができない ・失業している ・他の借入金について償還猶予を受けている